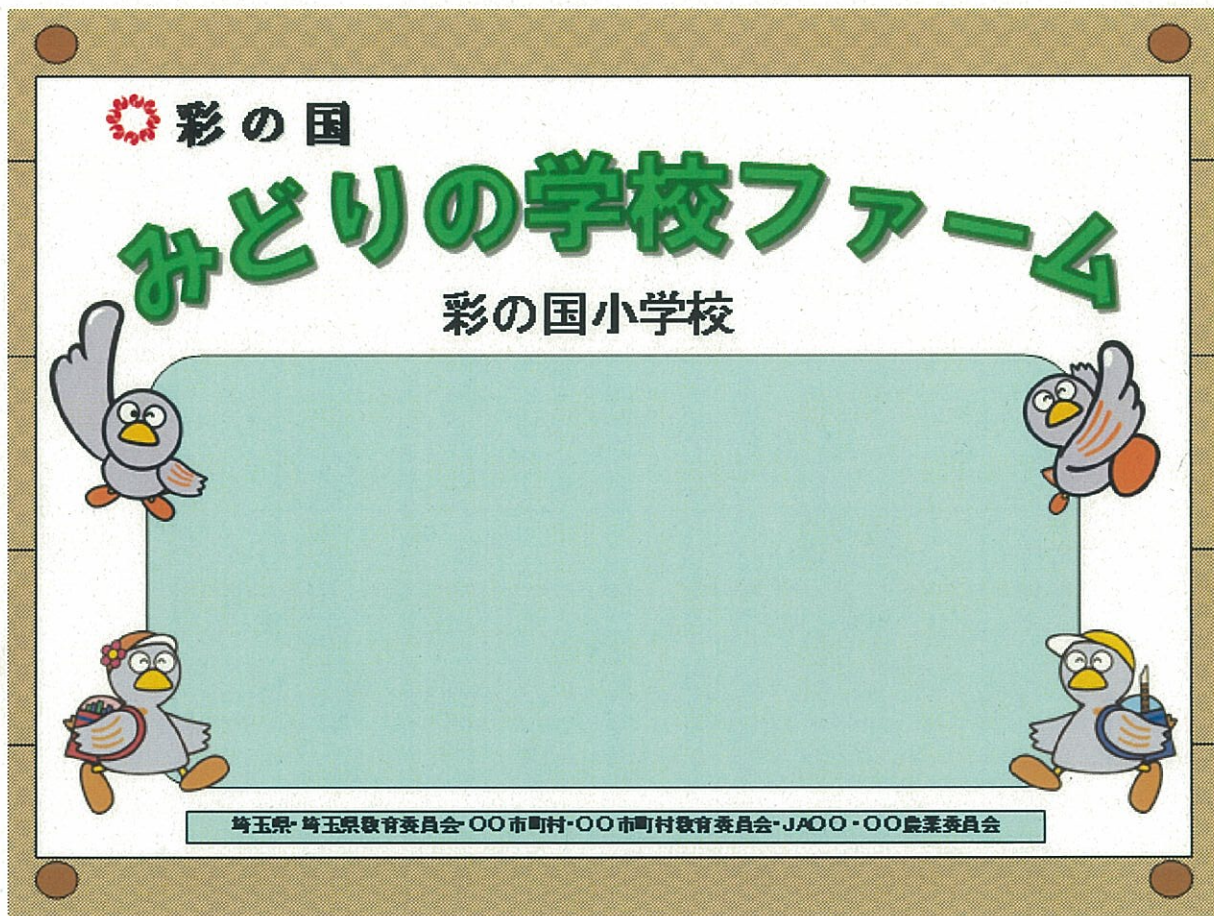


# 埼玉県みどりの学校ファーム推進方針



平成20年10月

埼玉県



はじめに

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を国民運動として推進することを目的として、平成17年7月に「食育基本法」が制定されました。本県でも、平成20年2月に県民が一体となって食育を総合的かつ計画的に推進していく「埼玉県食育推進計画」を策定しました。

特に未来の埼玉県を担っていく子どもたちには、私たちの食を支える農業の役割を正しく知り、健全な食習慣を身につけてもらうことが大切です。

また、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことも重要です。そのため、学校教育の中に社会的活動や自然体験活動をより一層取り入れていくことが必要です。

そこで、県では、学校を単位に児童生徒の農業体験活動を支援する「学校ファーム」の取組を進めることといたしました。

本県は首都圏にありながら農業も盛んな県であり、県土のいたるところに広大な農地が広がっています。そこでは地域に伝わる伝統や食文化も健在です。

子どもたちがみんなで協力して作物を育てるという経験は、その後の人生に多くの実りをもたらすと思います。

この学校ファームの取組が、多くの県民の皆様の御理解をいただきながら全県に広がっていくよう御協力をお願いします。

平成20年10月

**埼玉県知事 上田清司**

－埼玉県みどりの学校ファーム推進方針 目次－

はじめに

目 次

I	策定の背景と趣旨	1 頁
II	学校ファームとは	2 頁
III	学校ファームをめぐる状況	4 頁
IV	学校ファームの意義	7 頁
V	学校ファーム推進の基本方針	8 頁
VI	推進に向けての課題と対応方向	10 頁
VII	推進体制	13 頁
VIII	参考資料	15 頁

## Ⅰ 策定の背景と趣旨

平成17年7月に食育基本法が施行され、食に関する国民の関心及び理解を増進する上で、農林漁業に関する体験活動等が重要な意義を有するものと位置付けられました。

また、学校教育法においても、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」などが義務教育の目標として謳われ、児童生徒の社会的活動や自然体験活動の充実が求められています。

このうち農業体験活動については、既に、県内でも、小中学校の授業に取り入れられているところもあり、生命、自然、環境などについての学習効果や、食べ物への関心や感謝の気持ちが高まるなど様々な効果を上げています。

一方、本県は多彩な農産物を生産している農業県であり、身近に多くの農地が存在していますが、近年、担い手農家の高齢化などから、こうした農地の遊休化が問題となっています。

そこで、食育の推進、学校教育における体験活動の増進、農地の有効活用という複合的な効果が期待できる取組として、学校を単位とした「学校ファーム」の取組を、全県下に提唱し推進するため、この「推進方針」を定めることとしました。

## II 学校ファームとは

学校ファームは、学校単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組です。

### 1 推奨する学校ファームのモデル

児童生徒が本来ある農業や自然の姿に触れられるよう、学校ファームは、あるがままの農地を活用し設置されることが望ましいといえます。そこで、県としては推奨する学校ファームのモデルを次のとおりとしました。

#### (1) 設置場所

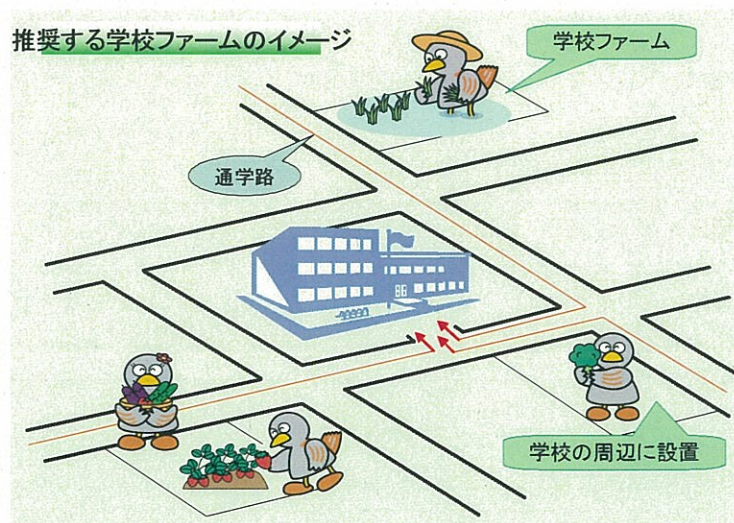
農地を耕したり、農業関係者から生の話を聞くことなどが学習効果が高いこと、また、通学路沿いなどにあれば生育過程を学びやすいため、児童生徒の安全の確保に努めた上で、学校周辺の農地を活用した形態のもの。

#### (2) 体験内容

植付けから収穫までの生育過程を学ぶことにより、学習効果が高まることから複数の生育過程を学習できる形態のもの。

#### (3) 規模

学年を中心に組み込むことが想定されることから、一定の広さ（約10アール程度）を備えたもの。



## 2 地域や学校の状況に応じた学校ファーム

近くに適切な農地がないなどの学校の周辺環境や、やむを得ない事情から、県が推奨するような形態の学校ファームを設置することが困難な場合もあります。

このような場合には、それぞれの地域や学校の状況を踏まえ、実現可能な学校ファームの取組を促進します。

### (1) 学校外農園（ただし、1の推奨する学校ファームを除く）

学校周辺に適切な農地がないなどの理由で、郊外の農地などを活用して行う形態のものや、学校周辺の農地であっても「1」で推奨する一定の広さに満たない農地で実施するなどの形態のもの。

### (2) 学校内農園

プランター、バケツ、花壇などを利用した作物の栽培や、敷地の一角を農園化するなどして行う形態のもの。

### Ⅲ 学校ファームをめぐる状況

#### 1 学校ファームを取り巻く環境

食育の重要性、学校教育における体験活動の推進などに鑑み、関連する法令等の整備や国・県の取組などにより、「学校ファーム」を推進する社会的な環境が徐々に整いつつあります。

※国においては、農業体験の機会を提供する取組を「教育ファーム」として定義していますが、本県では学校を単位とした独自の取組として「学校ファーム」という言葉を使っています。「学校ファーム」は「教育ファーム」の一つの形態ととらえることができます。

##### (1) 食育基本法

食育基本法が、平成 17 年 7 月に施行され、国民運動として「食育」に取り組むこととなりました。本県においても、平成 20 年 2 月に「埼玉県食育推進計画」を策定し、県はもとより、市町村や関係団体等との連携を図りながら食育の積極的な推進を図ることとしています。

##### (2) 教育ファームの推進

食育基本法に基づき、国において平成 18 年 3 月に策定された「食育推進基本計画」において、「教育ファーム」の取組が提起され、農林水産省による積極的な推進が図られるようになりました。

本県においても、「埼玉県食育推進計画」において、平成 24 年度までに、教育ファームの取組を行っている市町村の割合を 60%以上とする目標が設定されています。

##### (3) 子ども農山漁村交流プロジェクト

総務省、文部科学省、農林水産省の連携により、平成 20 年度から「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートしています。この取組は、100 人以上の子どもたちの受入が可



能となる地域づくりを全国的に拡大し、小学生約 120 万人を対象に一週間程度の宿泊体験を実施するものです。学校ファームと同様に、体験を通じて豊かな人間性や社会性が育まれる効果が期待されています。

#### (4) 構造改革特別区域

児童生徒の農業体験を行政や地域が積極的に支援している事例については、福島県喜多方市の「喜多方市小学校農業教育特区」が知られています。喜多方市では農業従事者の減少や高齢化が進行する中で、農業の持つ教育的効果を見直し、平成 19 年度から農業教育特区として小学校に「農業科」を設けて農作業の実体験活動を重視した教育を展開しています。

そして、農業の持つ教育的効果として、①命について学ぶ、②共生や思いやり、環境について学ぶ、③ゆとりや持続性、耐性を育む、④想像力や判断力、実践力を育むことができるとしています。

#### (5) 埼玉の子ども 70 万人体験活動

本県では、子どもたちの体験活動の機会を充実させることにより、学習意欲の高揚を図り、望ましい勤労観、職業観を育成するとともに、他人を思いやる心など豊かな人間性の育成を図るため「埼玉の子ども 70 万人体験活動」を推進しています。

各小中学校では、交流体験、職場体験、勤労生産体験など、発達段階やそれぞれの学校の特色を生かした体験活動を、教育活動に位置付け、計画的に実施しています。

## 2 県内の学校ファームの取組の状況

県内においても、学校が地域の農家や保護者と連携して農業体験活動や農産物加工体験活動を実施したり、食育の一環として、給食センターなどの学校関係者が教育ファームを実施するなどの

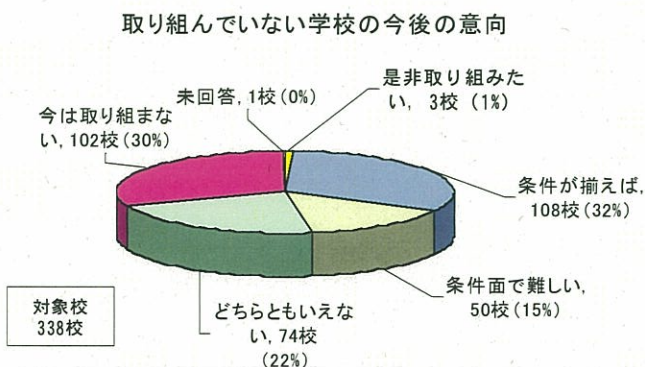
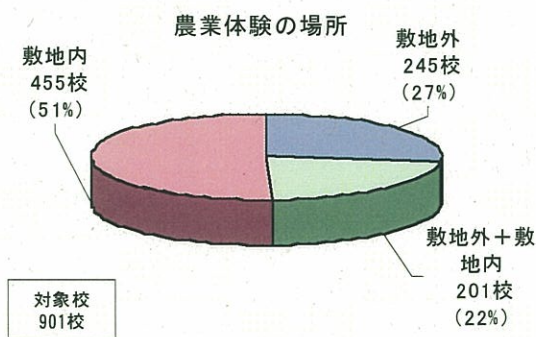
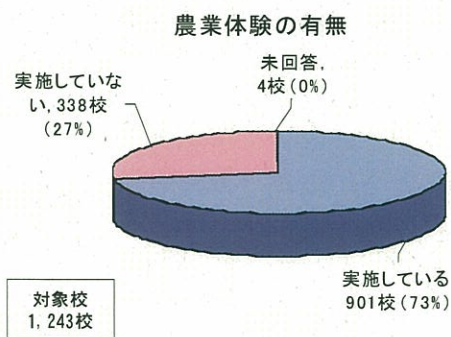
先進的な取組が行われています。

また、県では、学校ファームを推進するための基礎調査として、改めて県内公立小中学校に対するアンケート調査（対象：1,243校、回答 1,239校）を実施しました。その結果によると、学校の内外を問わず、農業体験活動を授業として実施している学校が全体の73%に及んでいます。そのうち、校外での農業体験活動実施校が49%を占め、全調査対象の約36%が校外での農業体験活動に取り組んでいることが分かりました。



〈いもヅルの片付け〉

さらに、現在農業体験活動を実施していない338校のうち、「学校ファームに是非取り組みたい」又は「今後条件が整えば学校ファームに取り組んでみたい」との回答が33%あり、行政や地域の支援による条件整備が必要となっています。



## IV 学校ファームの意義

家庭における食の外部化・簡素化の進行、朝食を食べない児童生徒の問題など、子供たちの「食」をめぐる様々な課題が指摘されています。また、学校におけるいじめ問題や不登校問題など、未だに解決されていない問題が多くあります。

このような状況で、命を育む農業体験が子供たちの情操の発達や「食」に対する正しい理解に良い影響を及ぼすことが期待されています。

その他にも、「学校ファーム」には多くの意義があると考えられることから、関係者がその意義を改めて認識しながら、取組を進めていくことが大切です。

ここでは、「食育」、「教育」、「農業」、「地域社会」の4つの観点からそれぞれの意義等について整理しました。

### **1 食育上の意義**

- ・食物への関心や食物の大切さを知る。
- ・食にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
- ・地域で作られる農産物や、地域に伝わる食文化を知る。

### **2 教育上の意義**

- ・豊かな人間性を育み、生きる力を身につける。
- ・集団的作業を通じた協力性・協調性・社会性が涵養される。
- ・栽培や自然とのふれあいを通じた生命・自然・環境などについての学習効果が上がる。
- ・勤労観・職業観が育成される。
- ・埼玉の子ども70万人体験活動の活動内容が充実される。

### **3 農業上の意義**

- ・地域農業や職業としての農業への関心・理解・認識が向上する。
- ・地産地消が促進される。
- ・農地の有効活用が図られる。

### **4 地域社会とのかかわりにおける意義**

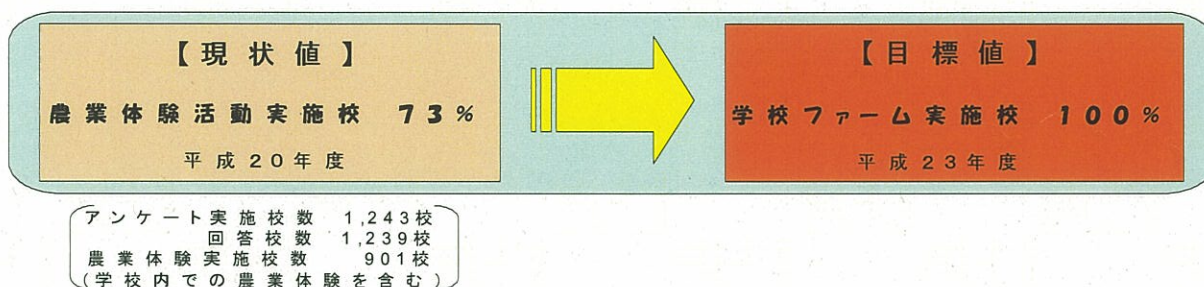
- ・地域と学校との連携が促進され、地域の教育力が高まる。
- ・学校ファームを軸とした地域コミュニティが再生される。

## V 学校ファーム推進の基本方針

学校ファームの取組状況や意義を踏まえ、次の4つの方針に沿って、積極的な推進を図ることとします。

### 方針1 全小中学校を対象に県下全域で展開

平成23年度までに、県内の全ての小中学校において学校ファームが設置されることを目指して取組を奨励し、児童生徒の農業体験活動をより充実したものとして県下全域に広げていきます。



### 方針2 地域課題に応じた活動支援

学校ファームの設置に向けて、学校の意向や、学校周辺の農地の状況などを踏まえ、地域の課題に応じた取組を促進するとともに、「推進マニュアル」を作成し関係者の活動を支援します。

### 方針3 関係団体等との連携

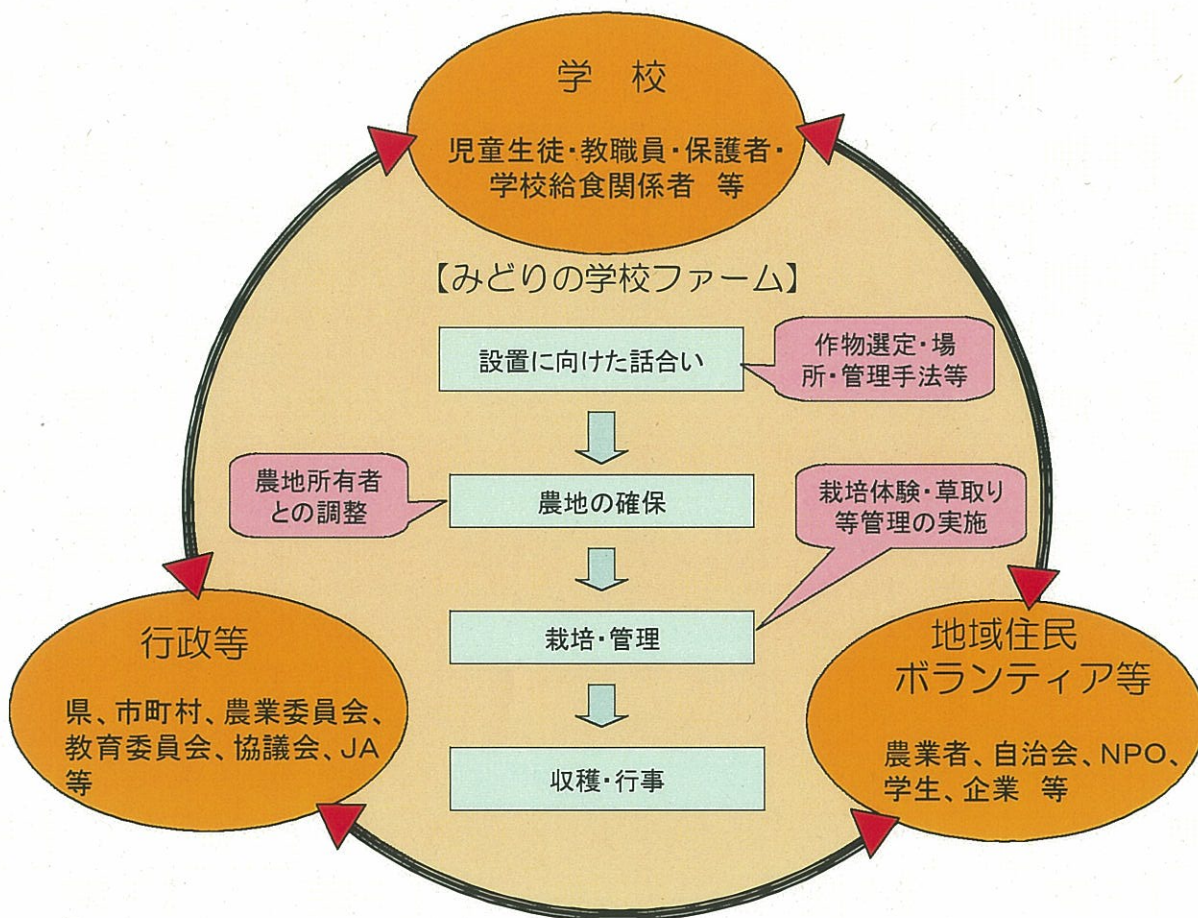
教育関係団体や学校応援団等の学校支援の仕組み及び保護者との協調を図ります。また、本県においては、農業団体が「食農教育」として子どもたちの農業体験の先駆的な取組を行ってきていることから、こうした様々な主体との積極的な連携を図り、裾野の広い取組として推進します。

## 方針 4 地域社会との協働

学校ファームの取組は、学校はもとより、地域の方々の理解と協力が不可欠なことから、地域社会を巻き込んだ運動として展開します。

このため、農業者、保護者、NPO、ボランティアなど、学校ファームの取組に理解ある地域住民による支援体制（「学校ファームサポータークラブ」(仮称)）の確立に努めます。

### 地域で支える学校ファームのイメージ



## VI 推進に向けての課題と対応方向

学校ファームの取組を進めていく上においては、地域ごとに様々な課題が存在します。まず何よりも、適当な農地の確保が不可欠ですし、その他、関係者による支援の仕組づくりなども難しい課題です。

そこで、こうした課題を克服し、地域に合った取組を進めていくための「推進マニュアル」を作成することとしています。

個別の課題に対する対応については、この「推進マニュアル」において具体的に整理していくこととしていますが、概ね次のような課題について、整理検討していくことが大切であると考えています。

### 1 学校ファームの理解の促進

学校ファームの取組を効果的に進めていくためには、市町村、教育関係者、農業関係者など、関係する主体が学校ファームに対する理解を深め、取組の意義や目的を共有しながら、相互に連携することが重要です。

また、子どもたちを対象とする以上、保護者の方々の御理解が不可欠ですし、地域の方々にも、この取組を温かい目で見守っていただく必要があります。

そのためには、まず、学校ファームの意義や効果について、関係者の理解を促進することが大切です。

→ このため、優良事例の収集や情報発信、研修会や講演会の開催などを通じて、学校ファームに対する関係者の理解促進を図っていきます。

### 2 学校ファームとして適当な農地の確保

学校ファームの開設に当たっては、適当な農地の確保が不可欠です。これまでは、学校側に農地に関する情報が乏しかったため、取組の最初の段階から困難にぶつかり、先に進まないケースも見受けられます。

→ このため、市町村、農業委員会、JA等の協力を得ながら、希望す

る学校に対して農地の確保が円滑に進む体制を整備していきます。

特に、農業の担い手の高齢化等から、農地の遊休化が問題となっており、現在、市町村、農業委員会が中心となって、農地の活用方策の検討が進められています。こうした状況の中で、学校ファームが農地活用の一つの方策となれば、まさに、複合的な効果が期待できます。

### 3 学校教育における位置付け

学校教育において学校ファームの取組を継続して行うためには、学校の教育課程に位置付けることが必要です。新しい学習指導要領で算数、体育などの授業時数が増える反面、これまで農業体験を行う場合に活用されてきた「総合的な学習の時間」の時数が減るなど、農業体験活動を行う場合に、教育課程にどのように位置付けるかが課題です。

→ このため、自校で取り組む体験活動のねらいを設定し、生徒が体験する内容や取り組む時期や時間数などを明確にし、「総合的な学習の時間」や特別活動など、教育課程のどの時間に位置付けて行うかを定める必要があります。

その際、学校の教育課題や地域の実態に応じて、他の教育活動との関連等に配慮しながら、自校の取組内容を決めることが大切です。

### 4 地域における支援体制

現在行われている児童生徒の農業体験活動の取組主体は、市町村、学校、地域の農業者や農業団体、市民団体など、実に様々です。これまでのいわゆる学校ファームは、こうした主体の御努力によって、支えられ成立しているといえます。

しかしながら、特定の主体に頼ったやり方では、特定の方々に多くの負担がかかり、継続的な取組の面でも問題があります。

今後、学校ファームの取組を県下全域に広げていくためには、地域における支援体制をシステム化し、学校が取り組みやすい条件を整備していくことが大切です。

→ このため、地域の中で、保護者はもとより、学校応援団等の既存の

学校支援組織に農業関係者等に加わっていただくとともに、自治会、農業関係者、NPO、ボランティアの方々などの支援者を募り、運営に協力していただく体制づくりを促進します。

この体制づくりには、市町村の果たす役割が大きいものがありますが、都市化の進展などにより人間関係が希薄化する中で、学校ファームを軸に地域コミュニティの再生を図る意義あるものとして積極的に取り組むことが望まれます。

## 5 リスク回避

農園への移動における安全の確保、機械・道具等の使用に当たっての安全対策、アレルギー性疾患のある者への対応など、実際に学校ファームを運営する上では、関係者が留意しなければならない点が多くあります。

→ このため、マニュアルの作成過程において、想定されるリスクを洗い出し、関係者の認識を高めていきます。



## **VII 推進体制**

### **1 県段階**

#### **(1) 本庁**

関係部局で構成する「埼玉県みどりの学校ファーム推進会議」を平成20年6月16日に設置しました。この推進会議では、「埼玉県みどりの学校ファーム推進方針」を策定(平成20年9月)するとともに、平成20年度末までに「埼玉県みどりの学校ファーム推進マニュアル」を作成することとしています。

また、学校ファームの実施に向けて、推進の母体として、各地域、学校の取組を支援していきます。

#### **(2) 地域機関**

本庁の体制を受けて、地域段階では、地域振興センター、農林振興センター、教育事務所など、関係機関の連携体制を強化します。

また、JAその他の団体とも協働する環境づくりを進めていきます。

### **2 市町村段階**

市町村においては、少なくとも、市町村長部局、教育委員会、農業委員会、小中学校など関係機関による推進体制を構築していただく必要があります。

さらに、教育関係者、農業関係者、消費者団体、市民等を巻き込んだ広汎な体制にすることが望ましいといえます。

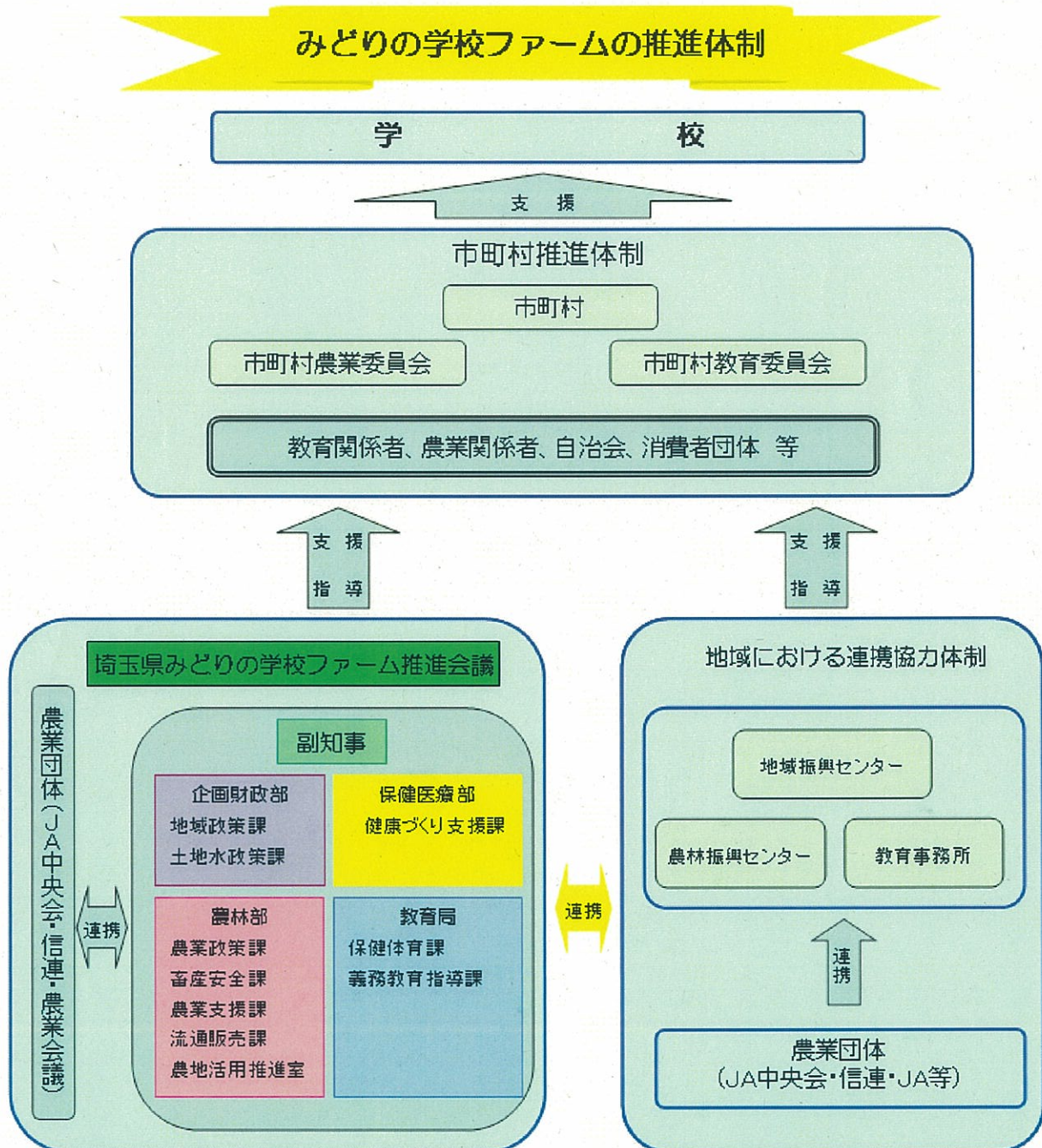
いずれにしても、この市町村段階の推進体制づくりが、その後の学校ファームの推進を左右することとなるので、学校ファームの運営に一定の役割を担い得る主体に、できるだけ多く参画していただき、円滑な推進を図っていくことが大切です。

### **3 学校単位**

学校においては、体験活動を円滑に進めるために、担当者が中心となっ

て作成した活動計画について共通理解を図るとともに、教職員の役割分担等を整える必要があります。

また、体験活動を支えてくださる農業団体や農家の方、サポータクラブ等、外部の支援組織との連絡調整を行う担当を設け、学校の実態に応じた効果的な支援を可能にすることが大切です。



## VIII 参考資料：取組事例

### 《I市立S小学校》

- 1 学校名  
I市立S小学校
- 2 中心となる主体  
(有)Kファーム K氏  
食農教育には家族3人(妻、長男)で取り組んでいる。  
農作業指導～水田：長男、畑：本人  
食品加工～味噌・豆腐：妻
- 3 経緯  
平成3年、K氏がPTA会長時に、子育てを母親任せにしていることに矛盾を感じ「おやじの会」を結成。また、児童の朝食欠食が多いことを懸念したK氏は、保護者、地域の生産者等に呼びかけ、約20aの畑を提供し、食農教育を提案した。
- 4 対象  
S小学校 1～6年生 全12クラス  
(25人/クラス、2クラス/学年、約300名)
- 5 取組内容  
(1) 校内での水稻栽培  
(2) 校外での畑作(大豆、小麦、野菜)  
現在の畑は、約450m<sup>2</sup>、元PTAが地主である。  
(3) 学校が大まかな年間計画を策定し、これに基づきK氏に指導を依頼して実施している。  
(4) 収穫した米、大豆から味噌を作り、PTAのイベントである「ふるさとまつり」で地域住民や関係者に販売
- 6 これまでの成果  
1年生からの農業体験を通じて、農業や農家の苦労を理解し、食べ物を大切にできるようになり、食べ残しも減った。  
命を大切に作る心が育ち、校内で飼育している動物や食物等の世話をよくするようになった。
- 7 その他  
現在使用している農地について、市により固定資産税の減免がある。



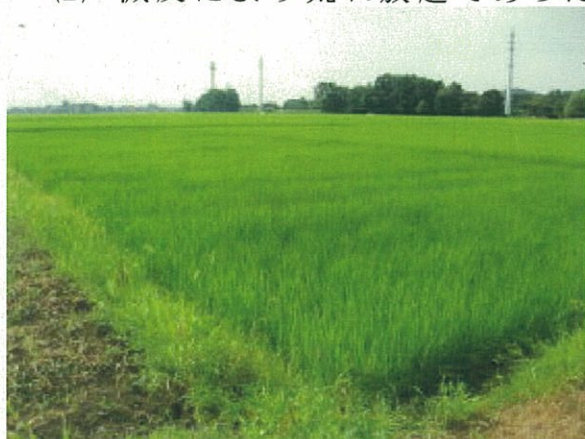
《田植え》



《味噌づくり》

## 《K市立H小学校》

- 1 学校名  
K市立H小学校
- 2 農園名  
H小 こども農園
- 3 中心となる主体  
N作業受託集団 代表 A氏
- 4 経緯  
約7年前、J A H支店長を通じ、H小学校長から稲作体験の指導者として依頼があった。
- 5 対象
  - (1) 水稲栽培  
5年生
  - (2) 学校農園
- 6 取組内容
  - (1) 校外での水稲栽培（約800㎡）
    - ・学校において、種籾から育苗し、一連の農作業を体験。
    - ・農業技術指導については集団のボランティア。農機具等の使用料については市から経費が支払われる。除草剤等消耗品は学校が負担。
    - ・PTAによる応援あり。
  - (2) 校外での学校農園
    - ・学校に隣接する農地に学年毎の学校農園を展開
- 7 これまでの成果
  - (1) 学校が収穫祭（カレーパーティー：12月）を開催し、集団を招待。炊飯も子供たちが行う。
  - (2) 減反により荒れ放題であった水田を再生した。



《水田》



《子ども農園》



《看板》

# 《I町立K小学校》

- 1 学校名  
I町立K小学校
- 2 農園名  
K小学校「K農園」
- 3 中心となる主体  
I町立学校給食センター所長 K氏  
I町農産物直売組合 給食センター部会
- 4 経緯  
(1) 平成15年度に文部科学省委嘱による「安全かつ安心な学校給食推進事業」により、実践指定校（K小学校及びI中学校）と学校給食センターの連携による調査・研究を実施。  
(2) その後、K所長が中心となり、農園となる遊休農地の手配や協力を受ける農家などを手配、無償で借り受けている。
- 5 対象  
全学年（作物は学年により異なる）
- 6 取組内容  
(1) 農園面積：畑約120坪、田んぼ約300坪  
(2) 作付品種：1年生（大根）・2年生（サツマイモ）・3年生（トマト）  
4年生（ブロッコリー）・5年生（稲作）  
(3) サツマイモについては、収穫及び収穫祭開催だけでなく、スイートポテト作り・サツマイモ・フェスティバルといった加工・イベント開催まで結びつけている。



《看板》



《苗植え付け》

## 埼玉県みどりの学校ファーム推進会議設置要領

### (目的)

第1条 学校を単位に、遊休農地等を活用して、児童・生徒に一連の農作業体験の場を提供し、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深める「学校ファーム」の取組を推進するため、「埼玉県みどりの学校ファーム推進会議（以下、「推進会議」という）」を設置する。

### (検討事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) みどりの学校ファーム推進方針の策定
- (2) みどりの学校ファーム推進マニュアルの作成
- (3) その他、目的達成のために必要な事項

### (構成)

第3条 推進会議は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 議長は、副知事の職にある者を充てる。
- 3 議長代理は、農林部長の職にあるものを充てる。
- 4 協議・検討課題の内容に応じて、推進会議の委員以外の関係機関等の協力を得るものとする。

### (会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長代理は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

### (ワーキングチーム)

第5条 推進会議の運営を円滑に進めるため、ワーキングチームを置くことができるものとする。

- 2 ワーキングチームは別表に掲げる委員から推薦された者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームのリーダーは、農林部農地活用推進室長とする。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、農林部農地活用推進室に置く。

### (その他)

第7条 この要領に定めることのほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、推進会議の議長が別に定める。

### 附則

この要領は、平成20年 6月16日から施行する。

## 埼玉県みどりの学校ファーム推進会議 委員名簿

所 属 名	職 名
岡島副知事	
企画財政部地域政策局	局長
地域政策課	課長
" 土地水政策課	課長
保健医療部	部長
" 健康づくり支援課	課長
農林部	部長
" 農業政策課	課長
" 畜産安全課	課長
" 農業支援課	課長
" 流通販売課	課長
" 農地活用推進室	室長
教育局	副教育長
県立学校部保健体育課	課長
" 市町村支援部義務教育指導課	課長

### 【推進方針策定までの経過】

- 1 推進会議の開催
  - (1) 第1回推進会議（平成20年6月16日）
  - (2) 第2回推進会議（平成20年9月22日）
  
- 2 ワーキングチーム開催
  - (1) 第1回ワーキングチーム（平成20年7月29日）
  - (2) 第2回ワーキングチーム（平成20年9月16日）
  
- 3 研修会開催
  - (1) 先進事例発表（平成20年9月5日）